

2006年12月27日

J A M

会長 小出 幸男

要 請 書

2006年4月1日より改正されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下：省エネ法）が施行され、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下：温暖化法）との相乗効果によって、日本が京都議定書の批准で約束した、温室効果ガス削減の目標達成に向けた取り組みを行うための、法的整備が整ったといえます。

しかし私たちは、法律の整備が整ったことによって、直ちに温室効果ガスの削減目標が達成されるわけではなく、法律の主旨にのっとった具体的施策の実行によってのみ目標に向けた前進があるものと考え、改正省エネ法の検討を行うと同時に各種の調査を実施し、調査報告書を作成しました。

本日は、検討・調査の結果として、省エネ法がより実効をあげられるようにするための改善を求める要請書を提出します。

1. 国の改正省エネ法の施行にあたっての周知活動については、国民の理解度は必ずしも高くなく、国の決意が十分に伝わっていない。我々の調査では省エネの必要について、総論では理解するものの、各論では保留といった姿勢が見られる。従って、私たちの調査でも明らかになった効果的な周知の方法として、マスメディアを活用した啓蒙の拡大に努めること。
1. 化石燃料に依存した国のエネルギー政策からの脱却を早期に達成すると同時に、二酸化炭素排出量の少ない代替エネルギー開発の研究を促進するための支援を拡大すること。
1. トップランナー方式（製造事業者等が達成しなければならない特定機器のエネルギー消費効率に関する目標基準値を定める）による特定機器の対象機器をさらに拡大し、それらの機器の製造・販売を、省エネ・リサイクル支援法の支援対象事業に加え、機器の開発に関する支援を行うこと。
1. トップランナー方式対象機器購入に際し、インセンティブ効果のある優遇措置を講ずること。
例えば、リサイクル無料券の発行や消費税の減免等が考えられる。
1. 今回の省エネ法改正では、熱と電気の一体管理が義務付けられた。管理士・管理員の新たな資格取得のための研修機関や資格更新のための講習機関の整備の立ち遅れが、企業ヒヤリングで指摘された。従って国は、早期に事態解消に向けた対策を講じること。
1. 今回の省エネ法改正では、事業者の努力義務制度ではあるが、年間の輸送量が3000万トンキロ以上の荷主に対する特定荷主制度が導入された。これについては、事前の調査も不十分で、その計量方式も良く周知されないままの施行と受け止められる節があり、制度導入に当たっての軽率さが感じられる。従って、早期の周知を徹底すること。
1. 民生部門（特に家庭部門）の省エネは、意識的に取り組むことも大切であるが、国民が無意識のうちに省エネを推進できる仕組みも必要である。また、省庁横断的な制度と制度をすり合わせて達成できる省エネ政策の検討もすべきである。例えば、自動アイドリングストップ付き車輛の普及拡大やロータリー型交差点の導入による自動車の停車回数減で燃費の向上を図ることや、先端技術であるIT技術を駆使し各種制御の緻密化を図るなど、総合的且つ深掘した省エネ政策の検討を行うこと。